

財 第 1 7 6 号
平成26年 2 月 28 日

各 部 (局) 長
教 育 長
警 察 本 部 長 殿
公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長
(公 印 省 略)

経済対策に基づく事業の早期執行について

本日、「好循環実現のための経済対策」に沿って編成された国の経済対策に呼応し、切れ目のない施策を講じるため、補助公共事業をはじめ、防災対策や公共施設の老朽化対策などの経済対策を盛り込んだ平成25年度 2 月補正予算が成立しました。

国からは、消費税率引上げの反動減対策として、来年度前半に的確に効果を発揮し、経済の成長力の底上げにつながるよう、経済対策の早期の事業執行に積極的に取り組むよう要請があったところであり、政府全体として、今年 6 月末までに経済対策に関わる事業の 7 割程度、9 月末までに 9 割程度が執行済みとなるよう取り組むこととされています。

県としても、先般開催された政策推進会議において、知事から、周到に準備・検討を進め、年度が替わっても切れ目なく迅速に執行するよう指示があったところです。

こうした状況を踏まえ各部局においては、知事からの指示に従い、早期に事業効果が発揮されるよう迅速かつ計画的な執行に努めるようお願いいたします。